

令和 8 年度 鶴田町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当町の水田面積に占める主食用米の割合は約 74%で、次いで、飼料用米、大豆、WCS 用稲、加工用米、その他（野菜・花き・果樹）の面積が多く、土地利用型作物の担い手への集積が進んでいる。

主食用米は昨年度大幅に作付面積が増えたが、需要に応じて生産を継続していきながら、高収益作物等へ転換を促進する必要がある、特に農業者がこれまで蓄積してきた稲作の多収技術や既存農業機械を有効に活用できる飼料用米等の非主食用に関しては、今後の水田面積の維持や農業者の所得確保を図っていく上で重要な作物となってくる。

そのほか、大豆は収量低下を防ぐほか、品質向上が求められる。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

野菜、花きは、農協、市場のほか、地域や道の駅の直売所及び管内学校給食などから多様な種類の作物と供給量を求められている。特に道の駅直売所が平成 30 年 4 月に増築（床面積：約 2.5 倍）したことから、地域設定の産地交付金と町独自の転作作物への助成事業を活用し、より一層の作付面積の拡大を図る。

また野菜、花きのなかでも、アスパラガス、ブロッコリー、ニンニクなど小規模ほ場においてもある程度の農業所得が得られるものは、水稻栽培との作業競合が少ないため町の振興作物に位置づけ振興を図ってきたが、猛暑・高温による作業体系の変更が、地域の実情に合わなくなってきたおり、作付面積が思うように伸びないため、関係機関と連携し、新たな振興作物を模索していく。

果樹においても、ぶどう（スチューベン）とりんごは、主食用米と並ぶ基幹的高収益作物であり、特に、「つるたスチューベン」として GI（地理的表示保護制度）に登録されたスチューベンは、水田転作の一環として普及し、今後も高付加価値が見込めるため、地域設定の産地交付金を活用し、作付誘導を図る。

りんごは、近年販売価格が高値で推移しているため、水田への作付誘導も図っていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水田を有効に活用するため、生産者が管理できなくなった水田については、中間管理機構の事業に組み入れるなどの取組を推進する。

また、水稻を組み入れない作付体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている水田や今後も水稻が作付される見込みがない水田については、団地化の調整を行い畑地化支援の活用を促していく。

水田の利用状況の点検結果を踏まえた対応方針については、長年、畑作物を作付したことで水田としての保水機能を無くした圃場が多数あるので、今後は JA 等関係機関と連携し水田として作付できる圃場に転換作物を作付できるか調査を行い、令和 8 年度までに水稻作付又は 1 か月以上の湛水管理又は連作障害を回避する取組のいずれかを実施することが要件とされていることを踏まえ、交付対象から除外される水田がある場合は、畑地化促進事業の活用も土地改良区と連携しながら、図っていく。

排水条件が良い、強風被害が少ないなど、果樹作付に向いた、条件の良い圃場は、関係団体と話し合い、樹園地への転換も検討していく。

また、高齢化・後継者不足による、遊休農地の発生を防止するため、農地の受け皿となる大規模農家に農地を集約し、令和 5 年度に設置した RTK-GNSS 基地局の活用や、町独自のスマート農業導入推進事業により生産性向上、効率化を図る。

4 作物ごとの取組方針等

町の約 1,615ha（不作付地含む）の水田について、適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持・拡大を図る。

（１）主食用米

昨年度は米不足から大幅に作付面積が増えたが、今後も需要に応じた生産を基本として、売れる米作りの徹底によって米の主産地としての地位を確保し、業務用米の需要の高まりに応じた生産と、長期に渡る安定した需要の確保に向け、実需者との複数年の出荷契約などの事前契約を推進する。良食味・高品質米の生産のために、鶴翔クリーンライス部会を中心に 2025 年産米の食味ランキングで特 A 評価を取得した「青天の霹靂」「はれわたる」等の作付を拡大する。さらに、農地集積による規模拡大や直播栽培の導入など、水稻栽培の低コスト化・省力化を促進するとともに、需要に応じた生産を推進する。

（２）備蓄米

備蓄米は、作付前に米価が確定し、且つ、毎年安定した需給が見込まれ生産者の経営判断に有利なことから、引き続き安定的な所得確保のため全農及び県集荷組合と連携を図りながら、これまでどおり、飼料用米・加工用米と一体的に取り組む。

※備蓄米については、令和 8 年産米の備蓄米に関する政府買入の動向を踏まえ、主食用米及び非主食用米等へ変更する場合がある。

（３）非主食用米

需要に応じた水田農業の確立を図るため、水田活用の直接支払交付金を最大限に活用しながら、水稻以外の作付けが困難な水田を中心に、飼料用米、WCS 用稲、加工用米等の非主食用米の作付けを推進する。

ア 飼料用米

輸入飼料が高騰するなか、国産飼料の供給増大を図るためにも、県設定の産地交付金を活用し農業者がこれまで蓄積してきた稲作の多収技術や既存農業機械を有効に活用できる飼料用米の多収品種の生産拡大を図る。主食用米の作付けが増えたため、令和 7 年度は減少したが、畜産業者からの需要に応えるため、引き続き生産者への支援は継続する。

また、一部農業者で固定需要者と契約し、飼料用米の多収品種生産は場の稲わらを飼料として畜産農家へ供給しているが、契約先ではより一層の供給を求めているため、地域設定の産地交付金を活用し耕畜連携の取組を推進して、稲わらを飼料として供給できる飼料用米の多収品種の作付拡大を図る。また、畜産飼料価格が高騰してきている中、実需者（養鶏、養豚、飼料メーカー）からの需要が今後も見込まれるため、生産維持・拡大を図る。

イ 米粉用米

該当なし

ウ 新市場開拓用米

該当なし

エ WCS 用稲

固定需要者と契約栽培を行っており、一層の供給を求められており、現在の作付

面積の品質向上を図るとともに、取組の拡大を目指す。また、収益面での魅力を高めるには省力化やコスト削減が欠かせないことから、ドローンによる直播や除草剤散布で労働時間の削減に取り組む。

オ 加工用米

複数年契約の推進により、安定した生産を目指す。コメ新市場開拓等促進事業を活用し、低コスト生産の取組等も推進しながら生産拡大を図る。また、需要の動向に合わせて柔軟に対応できるよう、主食用米から転換した場合の支援を講じる。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦については、取組なし。

大豆は、地域設定の産地交付金を活用し、輪作体系の導入や排水対策等の基本技術の徹底、団地化による作業の効率化等による生産性向上を推進し、高品質・安定生産と作付け拡大及び単収の増加を図る。また、新たな営農技術の導入も模索し、基本技術の励行と合わせた産地の生産体制の強化と収益性・生産性の向上を目指す。土地改良区と連携しながら、畑地化促進事業も活用し畑地化を進めていく。

飼料作物については取組なし。

(5) そば、なたね

該当なし

(6) 地力増進作物

該当なし

(7) 高収益作物

ア 野菜、花き

野菜、花きは、農協、市場のほか、地域や道の駅の直売所及び管内学校給食などから多様な種類の作物と供給量を求められている。特に道の駅直売所が平成 30 年 4 月に増築（床面積：約 2.5 倍）したことから、地域設定の産地交付金と町独自の転作作物への助成事業を活用し、より一層の作付面積の拡大を図る。

また野菜、花きのなかでも、近年の高温・猛暑でも栽培できる作物や、水稻栽培との作業競合が少ない作物を、新たな振興作物として模索していく。また、水田からの転換畑では、排水不良があることから、対策を進め、畑地化促進事業への誘導も進めていく。

イ 果樹

ぶどう（スチューベン）とりんごは、主食用米と並ぶ基幹的高収益作物であることから、特に、「つるたスチューベン」として GI（地理的表示保護制度）に登録されたスチューベンは高付加価値が見込め、りんごも近年は高単価で推移しており、今後も作付拡大が見込めるため、引き続き、果樹に特化した地域設定の産地交付金を活用し、作付誘導を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1096.1	0	1198	0	820	0
備蓄米	0	0	0	0	247.2	0
飼料用米	127.9	0	20.3	0	179.7	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	2	0
WCS用稲	21.13	0	30	0	40	0
加工用米	14.6	0	70	0	80	0
麦	0	0	0	0	0	0
大豆	98.89	0	101.8	0	110.1	0
飼料作物	0	0	0	0	0	0
・子実用とうもろこし						
そば	0	0	0	0	0	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	3.5	0	8.6	0	10.1	0
・野菜	2.7	0	3.0	0	3.9	0
・花き・花木	0.2	0	0.6	0	1.4	0
・果樹	0.3	0	4.0	0	4.5	0
・その他の高収益作物	0.3	0	1	0	0.3	0
その他	127.58	0	61.0	0	0.6	0
・〇〇	0	0	0	0	0	0
畑地化	1		1		2	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	大豆 （基幹作物）	大豆品質向上助成	取組面積 等級比率 1等 2等 3等以下	（令和7年度） 20.58ha 77.21% 15.82% 6.97%	（令和8年度） 101.8ha 80% 15% 5%
2	飼料用米 生産ほ場の稲わら （基幹作物）	わら利用助成（耕 畜連携）	飼料用米作付面積 稲わら利用面積 畜産農家との契約 率	（令和7年度）127.9ha （令和7年度）6.05ha （令和7年度）4%	（令和8年度）20.3ha （令和8年度）6.3ha （令和8年度）8%
3	野菜・花き （別表2参照）（基幹作物）	振興作物助成	作付面積	（令和7年度）0.99ha	（令和8年度）3.6ha
4	果樹（別表2参照） （基幹作物）	果樹作付助成	作付面積	（令和7年度）0.3ha	（令和8年度）4.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:青森県

協議会名:鶴田町農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	大豆品質向上助成	1	28,000	大豆(基幹作物)	排水対策
2	わら利用助成(耕畜連携)	3	11,000	飼料用米生産ほ場の稲わら(基幹作物)	飼料用米作付面積のうち稲わら利用面積に応じて支援
3	振興作物助成	1	16,000	野菜・花き	作付面積に応じて支援
4	果樹作付助成	1	21,000	果樹(別表2参照)(基幹作物)	作付面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。